

(死亡牛のBSE検査について)～生産者のみなさまへ～

BSE対策特別措置法の改正により、平成15年4月1日より24ヵ月齢以上の死亡牛全頭にBSE検査が義務付けられました。関係者の方々のご協力により順調に進んでいますが、ここで、改めて皆様をお願いします。

★牛が死亡(24ヵ月以上)したら…

(1) 死亡牛届を提出してください。

(獣医師・畜主 ⇒ 家保へ)

(畜主等 ⇒ 家畜個体識別センターへ)

報告様式が異なります

(2) 死亡牛処理整理票を作成し、牛とともに搬入してください。

(3) 死体には、希望する化製場の色をスプレーペンキでつけてください。

東北油化株式会社(岩手県、江刺市)	黄色	背中等の見えやすい部位に 大きく○印をつける
太田油脂産業株式会社(岩手県、花巻市)	赤色	
三共理化工業株式会社(青森県、八戸市)	青色	

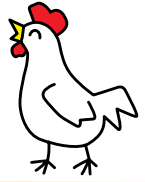
★死亡牛を化製場に搬入するときには…

- ・牛体はきれいにし、四肢はまとめて、頑丈なロープでしばってください。
- ・公道や化製場を汚染しないように、死体はシートなどでおおって運搬してください。

★死体の搬入はお早めに…

- ・死体の腐敗のため、脳が融解しているケースが散見されます。
- ・死後時間が経ちすぎると、死体の腐敗が進み、検査ができなくなります。できるだけ早く、(株)東北油化に牛を搬入しましょう。

疾病情報



ニューカッスル病

最近、家禽・野鳥におけるニューカッスル病が散発しており、平成15年4月には野生ハト（埼玉県）、5月にはレース鳩（大阪府）での発生が見られました。本病は伝染性の強い疾病で、株によっては致死率が非常に高く、被害が大きくなります。野鳥から鶏への感染も懸念されることから、適正なワクチン接種による予防とともに、異常鶏が確認された場合は、早急に当所にご連絡下さるようお願い致します。

カナダで初のBSE発生

5月20日、カナダで8歳（？）の乳牛で確認されました。問題の牛肉は食品として出回ることはありませんでした。

平成元年～15年に管内へカナダから輸入された牛15戸82頭について、当所で調査を実施したところ、現在生存が確認された牛は、3戸12頭であり、異常牛は認められませんでした。

★★ 家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要領の一部改正について ★★

平成15年度より豚コレラ互助基金が海外病互助基金に一本化され、『口蹄疫』、『豚コレラ』等が対象伝染病となります。このため積立金の単価などが改正されました。詳しくは当所または県南家畜衛生推進協議会までご連絡ください。

家畜の種類ごとの生産者積立金の1頭あたりの単価は次のとおりです。

家畜の種類		生産者積立金の単価（1年あたり）	
肉用牛	肉専用種繁殖雌牛（24ヵ月齢以上）	1頭あたり	110円
	肉専用種繁殖雌牛（24ヵ月齢未満、子牛を含む）	1頭あたり	60円
	肉専用種肥育牛（子牛を含む）	1頭あたり	60円
	交雑種肥育牛（子牛を含む）	1頭あたり	50円
	乳用種肥育牛（子牛を含む）	1頭あたり	40円
乳用牛	乳用牛（24ヵ月以上）	1頭あたり	110円
	乳用種（24ヵ月齢未満）	1頭あたり	40円
豚	繁殖用種豚（雄）	1頭あたり	420円
	繁殖用種豚（雌）	1頭あたり	270円
	肥育豚	1頭あたり	70円

☆☆☆☆ 夏場に向けて暑熱対策を行いましょ ☆☆☆☆

編集・発行

岩手県県南家畜保健衛生所

岩手県南家畜衛生推進協議会

岩手県水沢市佐倉河字東館41-1

TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593

TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988